

議第百五号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号口中「第五十条第一項第四号から第九号まで、第五十二条第一号、第四号若しくは第五号又は第五十三条第一号」を「第五十条、第五十一条第一項第四号から第九号まで、第五十三条第一号、第五号若しくは第六号又は第五十四条第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

